

免許状更新講習開設事業費等補助金交付要綱別表第1(第3条関係)において別に定める件

◎山間地離島へき地等免許状更新講習開設事業及び特殊要因教科・科目免許状更新講習開設事業における対象経費

旅費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費

◎補助基準単価

○山間地離島へき地等免許状更新講習開設事業

必修領域	1 講習につき	1 2 6 千円 (6 時間相当)
選択必修領域	1 講習につき	1 2 6 千円 (6 時間相当)
選択領域	1 講習につき	7 9 千円 (6 時間相当)

○特殊要因教科・科目免許状更新講習開設事業

(出張を行う場合)

近隣都道府県で実施	1 講習につき	3 2 1 千円 (6 時間相当)
ブロック内で実施	1 講習につき	3 6 3 千円 (6 時間相当)
ブロック外で実施	1 講習につき	4 0 5 千円 (6 時間相当)

(出張講習を行わない場合)

1 講習あたり	2 2 0 千円 (6 時間相当)
---------	-------------------

◎免許状更新講習障害者支援事業における対象経費

設備備品費、旅費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費

◎補助基準額

○免許状更新講習障害者支援事業

視覚障害の受講者を受け入れる場合	1 講習につき	4 4 8 千円 (3 0 時間相当)
聴覚障害の受講者を受け入れる場合	1 講習につき	9 8 9 千円 (3 0 時間相当)
その他の障害のある受講者を受け入れる場合	1 講習につき	4 8 千円 (3 0 時間相当)

◎通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業における対象経費

設備備品費、旅費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費

◎補助基準額

○通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業

1 講習につき	1, 4 0 0 千円 (6 時間相当)
---------	----------------------

◎現職研修と兼ねた免許状更新講習開発支援事業における対象経費

旅費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費

◎補助基準額

○新たに現職研修と兼ねた免許状更新講習を開発する事業

1 申請者につき	3 5 0 千円
----------	----------

○新たに現職研修と兼ねた免許状更新講習を開設する事業

1 申請者につき	3 5 0 千円
----------	----------